

会議録

附属機関又は 会議体の名称		第14回 豊島区景観審議会
事務局（担当 課）		都市整備部 都市計画課
開催日時		令和3年3月24日（水） 16時00分～17時32分
開催場所		議員協議会室（本庁舎8階）
会議次第		1. 開会 2. 議事 諮問 1 4：池袋西口周辺景観形成特別地区の指定について 報告 1：池袋駅西口周辺景観形成特別地区の指定について 報告 2：令和2年度景観まちづくりの活動実績について 報告 3：令和3年度景観まちづくりの活動予定について 3. 閉会
公開の 可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	（学識経験者）後藤 春彦（早稲田大学大学院創造理工学研究 科教授）・志村 秀明（芝浦工業大学建築学部 建築学科教授）・村木 美貴（千葉大学大学院 工学研究科教授）・篠沢 健太（工学院大学建 築学部まちづくり学科教授）・沼田 麻美子 （土地総合研究所研究員、東京工業大学環 境・社会理工学院特別研究員）・加藤 幸枝（有 限会社クリマ代表取締役） （関係団体）外山 克己（豊島区町会連合会副会長）・井出 幸子（東京都建築士事務所協会豊島支部支 部長）・石坂 美穂（豊島区観光協会監事）松本 力（豊島区建設業協会）・川野 恵可（公益財 団法人東京屋外広告協会） （区議会議員）芳賀 竜朗・西山 陽介・元谷 ゆりな・わがい 哲代・川瀬さなえ・小林 弘明 （区 民）佐野 佐知子・西澤 利夫
	幹事	都市計画課長
	事務局	都市計画課届出・許認可グループ
	その他	－
欠席者	委員	足立 勲（豊島区商店街連合会会長）・
	幹事	政策経営部長、総務部長、文化商工部長、地域まちづくり担 当部長、環境清掃部長、教育部長
傍聴人数		2名

審議経過

1. 開会

(事務局)

- ・皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響がいまだ大きいなか、また、年度末の大変お忙しいなか、お集まりいただき誠にありがとうございます。都市計画課長の増子でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは定刻となりましたので、第14回豊島区景観審議会を開催いたします。
- ・本日の審議会は、新型コロナウイルス感染拡大対策のため、座席の間隔を空けております。また、可能な限り会議時間を短くするため、内容はなるべく簡潔に進行させていただきます。それでは以降の進行は後藤会長にお願いいたします。

(後藤会長)

- ・それでは、第14回豊島区景観審議会を開催したいと思います。天気もよかったので、今日諮問でかかる池袋西口周辺を歩いてまいりました。立教大学が卒業式ということで大変晴れやかな雰囲気でした。人がつくる風景、人がつくる景観というものはすごく大切だなと思いました。グローバルリングでは子供たちが水と戯れて遊んでいました。これは新宿とか渋谷にない、池袋ならではの人がつくる景色だなと思って眺めておりました。
- ・議事日程に従いまして進行します。まず、委員の出欠について事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

- ・本日は、足立委員よりご欠席の旨のご連絡をいただいております。また、小林委員が途中で退席されるということです。委員の半数以上の出席をいただいておりますので、豊島区景観条例施行規則第35条第2項に規定する定足数を満たしております。

(後藤会長)

- ・本日の議事について、事務局よりご案内ください。

(事務局)

- ・本日の議事は次の4件です。
- ・「諮問14. 池袋駅西口周辺景観形成特別地区の指定について」「報告1. 豊島区景観資源の指定について」「報告2. 令和2年度景観まちづくりの活動実績について」、最後に「報告3. 令和3年度景観まちづくりの活動予定について」

- ・ 諮問案件につきましては、本来であれば高野区長より後藤会長へ諮問文をお渡しするところですが、本日は後藤会長の机上に諮問文を、委員の皆様の元には諮問文の写しをお配りしております。

(後藤会長)

- ・ 事務局より資料の確認と傍聴希望者の有無についてご報告をお願いします。

(事務局)

- ・ 資料の確認です。

なお、事前にお送りしたのから一部差し替えがございます。具体的な箇所につきましては、適宜案件の説明の中でご案内します。

- ・ 「諮問 1 4. 池袋駅西口周辺景観形成特別地区の指定」につきましては、第 1 号「池袋駅西口周辺景観形成特別地区」の指定について、および参考資料の第 1 号、豊島区景観計画の一部変更（案）です。「報告 1. 豊島区景観資源の指定」については、資料第 1 号として豊島区景観資源の指定について。「報告 2. 令和 2 年度景観まちづくりの活動実績について」の資料は資料第 1 号、令和 2 年度景観まちづくりの活動実績について、「報告 3. 令和 3 年度の景観まちづくりの活動予定について」の資料は、資料番号第 1 号、令和 3 年度景観まちづくりの活動予定についてです。
- ・ 本日、傍聴の希望の方がいらっしゃいます。会長、入室していただいでよろしいでしょうか。

(後藤会長)

- ・ 傍聴希望の方がいらっしゃいますが、本日の審議会は公開ということでよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

(後藤会長)

- ・ よろしいでしょうか。それでは入室を許可したいと思います。

(傍 聴 者 入 室)

(後藤会長)

- ・ それでは、議事に入ります。諮問 1 4 につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

2. 議事

諮問 1 4. 池袋駅西口周辺景観形成特別地区の指定について

(事務局)

<資料を説明>

(後藤会長)

- ・景観審議会、都市計画審議会、パブリックコメントの意見と対応について表にまとめていただいております。何かご質問、ご意見はございますか。

(委員)

- ・地域の人の声として、池袋はある程度の地下は発展しているが、例えば名古屋とか他の地域と比べると、そこまで地下が横断的に発展しているわけではない。特に池袋西口は居住している人が非常に少ないと思うので、「ああ、池袋西口だな」みたいな、わくわくするようなまちづくりになるといいと思います、との声が多い。
- ・居住エリアは、ある程度落ち着いた雰囲気でいいと思う。反面、やはり駅周辺は「池袋だ」「西口だ」みたいな感じのまちづくりになるのでしょうか、とよく聞かれる。例えば東京駅みたいに少しくラシックな感じであるとか、池袋は渋谷や新宿に比べたら落ち着いた感じの部分や下町チックなところもありますが、副都心の一角として、駅周辺は鮮やかなまちづくりにしたほうがいいという声をよく聞きます。皆さんの池袋に対する、特に、東口とは違う西口のイメージに対するご意見を伺えたらいいなと思います。

(後藤会長)

- ・事務局、何かお答えはございますか。

(事務局)

- ・西口は、今検討が進んでいる西口駅前の再開発で駅前が大きく変わっていくだろうと考えます。他にその周辺にも開発の案件がいくつかあるという状況です。委員がおっしゃる「池袋、これが西口だ」というところですが、西口の駅前の再開発等が進んでいって、地下と地上がつながるようなしつらえになるとか、開発によって、バス、タクシー等の集約化による歩行者空間の拡大、芸術劇場やグローバルリングと連携したにぎわいの創出、道路と民地の公共空間の連携、

このような方向性が示されています。まだ具体的な絵が描かれているような状況ではございませんが、そのような方向性の中で池袋西口らしさというものを出した形になっていくと考えております。

(後藤会長)

・どうぞ。

(委員)

・歩行者優先のまちづくりや再開発してオフィスタワーができてくると、落ち着いた池袋になってしまうのではないかと地元の方は思っています。そうでなくても、常に池袋の人は東口と結構比較するのですが、東口のにぎわいの華やかと比較すると西口は落ち着いた雰囲気がある。もっと明るい、例えばネオンやビルに投影するプロジェクションマッピングのような演出等、煌びやかなところがないと落ち着いてしまうというような声です。

景観上、例えば歩行者優先になることは非常にいいと思いますが、街路灯等をいくら明るくしても、歩行者優先のまちづくりはどこか静かなイメージになります。その中でにぎわいや「池袋西口ってこんな感じなのだな」みたいな、わくわくするようなまちづくりにしてもらいたいという方が多いので、ぜひそのあたりを意識していただけるとありがたいです。

(後藤会長)

・ありがとうございます。

コンセプトが言葉になって表現されるといいですね。今のところ、ここに書かれている内容を見ると、国際アート・カルチャー都市の中心とかは少し目を引く表現になっています。しかし、東京芸術劇場との関係で、商業的なにぎわいのみならず、文化的なにぎわいが感じられるところということを強調していくということですかね。ほかに何かございますか。

(委員)

・すみません。

(後藤会長)

・西山委員。

(委員)

・会長、どうぞ。

(後藤会長)

・お先にこちらで、後ほど。

(委員)

- ・景観審議会の2番目のところで、今後、景観形成ガイドラインを策定する際にはということでイメージ的なものを表現されるということは非常にいいと思う。
- ・参考資料の、特に後半は建物とリンクするイメージがわからない。色合いもですが。立体的な模型図的なものがあればいいのかもしれませんが、いろいろと文章で書かれている部分を映像化して表現できたら、もっとこの内容について理解が深まるかなと思います。

(後藤会長)

- ・ここに記されているように、来年度、景観形成ガイドラインを作ってビジュアルに表現をするという、自ら宿題を課しているということになりますけれども、そこに期待をしていただくということによろしいでしょうか。

(委員)

- ・私も池袋、生まれも育ちも今も、物心ついて50数年経ちました。小学生の頃は、これが当たり前だと思いましたが、池袋の西口の、少し汚いとか怖いとかというイメージの中で過ごしてきたなかで、東京芸術劇場ができたことが非常に大きな池袋西口の転換点だったと思います。
- ・最近ではグローバルリングもできて、これも一つの大きな転換点になるだろうと感じています。今後は、この西口駅前広場の周辺の再開発が、将来の池袋の西側を決定づける顔となり地域となっていく。また、まちづくりにつながっていくのだろうと、そんな流れを感じているところです。
- ・自分の住まいもそうですが、知り合いの不動産屋さんや住宅のオーナーさんと懇談をしますと、いわゆる地方から池袋周辺などの大学に通うためにアパートを借りるとか、賃貸物件を検討するということで、池袋西口と聞いただけで、地方の親御さんが難色を示すという話を聞くことがまだまだあります。そのようなイメージをどうしたら払拭し変えていくことができるか。その1つの手だてとして、今回のこの池袋西口周辺の景観を、いろんなルールなどに基づいてよくしていこうという動きは、私も地元としても大賛成です。西口周辺の再開発がよりよく進むために、働きかけを進めていかなければいけないと思います。
- ・私は、どちらかと言うと北寄りの方に住んでおりまして、ここで言う北口繁華街エリアを通過して居住地のほうに向かうのですが、ここは、さまざまな国の飲食店をはじめ、集積を活かして歩行者が安心して回遊できるように、にぎわいの中にも秩序が感じられる街並みを形成しますと。全くそのとおりだと思

ます。あそこは若い女性が繁華街エリアを通行するのも、すごくためらうという話も聞きます。ですので、にぎわいはいいのですが、屈強な警備員を配置しないとそのままでは駄目というような現状もあります。にぎわいもですが、安全性、それから豊島区が標榜しているウォークアブルな街並みのまちづくり、そのようなものも西口の中にどんどんと入って行ってほしいなと願っています。

(後藤会長)

- ・どうもありがとうございました。ご意見を賜ったということにしたいと思えます。ほかにいかがでしょうか。では志村先生、どうぞ。

(委員)

- ・細かいところですが、今日は諮問ですので確認させてください。参考資料第1号の4ページ、5ページの事前協議及び届出のところ、池袋駅西口周辺は5ページの下部分になりますが、建築物の建築等の欄です。「池袋駅西口再開発検討区域内及び同区域またはその周辺道路に面する敷地」というフレーズが、7ページ、6ページにも出てきますが、再開発検討区域周辺とすることはできませんか。違う定義になるのでしょうか。確認のため教えてください。

(事務局)

- ・西口の再開発の検討区域は、この薄い黄色いところになるわけですが、そちらとみずき通りを挟んだその向かい側は、この再開発の区域周辺という形になります。そこまで含めた形で景観を考えていかなければいけないということで、駅前の界限とはまた少し別の形で区域を取っているということをご理解いただきたいと思えます。

(後藤会長)

- ・今のご質問は7ページの赤い線の中を指すのですか。

(委員)

- ・そうです。ですので、課長の今のご説明はそれでいいと思えます。その区域の呼び方ですね。再開発検討区域周辺と言ってすむものではないのですね、その周辺道路に面する敷地というのは。
- ・6ページの(5)のところ、①区域の、丸が6つ表の上に並んでいます。その中の6つ目の丸で、「同検討区域またはその周辺道路に面する敷地を『再開発検討区域周辺』の2つに分けて」と書いてありますが、微妙に書き方が違います。矛盾が生じていないのかどうかということの確認です。

(事務局)

- ・すみません。事務局。

(後藤会長)

- ・どうぞ。

(事務局)

- ・事務局でもここの表現は非常に悩んでおります。

再開発の検討区域としては、この色の濃い部分と合わせてその周りも一緒に、駅前に顔を向けた景観形成をしていただきたいということで、その皮を一枚入れています。その皮の部分の表現に関しまして、道路を挟んで向かい側のところもあれば、地続きで再開発検討区域に直接くっついている芸術劇場等の敷地もいくつかあり、単純に、道路を挟んで向かいというような表現がなかなかできませんでした。今回、この表現を施行規則等に記載して、届出も出るということなので、一応読めるように調整した結果でございます。

後段の部分が非常に分かりづらい部分だと思いますが、同検討区域またはその周辺道路、ここまで大きい括弧、同区域に面する敷地、または検討区域の周辺道路に面する敷地、この両方を拾い上げたいという意味でこのような表現にしました。

(委員)

- ・再開発検討区域周辺と呼べたら、いちばんシンプルですよ。分かりづらいので検討をよろしくお願いします。

(後藤会長)

- ・確かにこの6つ目の丸の文章は、何を2つに分けたかが2通り取れるかもしれないですね。

(事務局)

- ・会長がおっしゃられた「2つに分け」というのは、この池袋駅西口の再開発の区域及びその皮の区域の2つを指し、これらを景観としては一体的に捉えたいと考えています。これらをまとめて西口駅前界限というように呼んでおりまして、その中を、再開発が実際に検討されている区域を再開発検討区域、その皮の部分を再開発検討区域周辺というように、2つに分けているということです。

(後藤会長)

- ・「2つに」は取ったほうがいいのではないのでしょうか。A区域とB周辺に分け、何か2つに分けと言うと、そのすぐ手前のものを二分するように読めることが

違和感の素なのかと思います。鍵括弧の区域と鍵括弧の周辺に分けてはいかがでしょうか。この文章自体、間違っていないと思いますが、誤読される可能性があるかもしれないということですね。

6つ目の丸は、境界は何か区域を鍵括弧区域、何か敷地を鍵括弧周辺に分けということですね。だから2つにとあえて書く必要があるかどうかというところかもしれない。これは当然、法務担当に文章チェックをしていただいているのですよね。

(事務局)

・法務担当には相談していません。

(後藤会長)

・そうですか。

(事務局)

・最後、これを規則にするときには法務担当のチェックが入りますので、今の段階ではそこまでの状況ではないということです。

(後藤会長)

・あるいは、周辺鍵括弧閉じの次に読点を打つだけでも分かりやすくなるかもしれない。この取扱いはどうでしょうか。これで誤りなく理解できるということならそれでも構わないとは思いますが。

(事務局)

・少し分かりづらい。

(後藤会長)

・分かりづらい。はい。

(事務局)

・一応読める内容にはなっておりますので、今日の段階、明日の諮問の段階ではこれで行かせていただいて、実際の規則に書く場合に、もう少し表現を精査させていただければと思いますがよろしいでしょうか。

(後藤会長)

・はい。ほかに。はい、どうぞ。篠沢委員。

(委員)

・理解を整理させてもらっていいですか。

6ページの丸ポチ一番下の話ですが、池袋駅西口駅前境界とは、再開発を検討している池袋西口再開発区域と、その周辺道路に面する再開発検討区域周辺の

2つから成り、それらについて適切に誘導を図りますということですね。だから多分、区域をと、敷地をと分けというのを、少しコントロールしてもらおうと分かるのかなと思います。

(後藤会長)

- ・ 2つから成り。

(委員)

- ・ 一応、私の理解ですが、検討区域周辺というのは再開発検討区域を含んでいませんか。そうなると同検討区域またはというのは必要ですか。

(事務局)

- ・ 分かりづらいですね。前段の、同検討区域またはその周辺道路に面する敷地のところの読み方だと思うのですが、検討区域に面する敷地と、周辺道路に面する敷地、両方を拾っているという意味です。

(委員)

- ・ よろしいですか。

(後藤会長)

- ・ はい、どうぞ。

(委員)

- ・ 表現の問題だと思いますが、同検討区域とその周辺道路の二つの場所に面している敷地、ということだと思います。「または」がいけないと思います。だから、これは「または」ではなく「および」にする。「および」というのは範囲を言っているだけですからね。この検討区域およびその周辺道路に面する敷地と。それを周辺という定義というか、まとめてこのように言ったのではないかということ捉える。そうであれば、最初のところも、正確に言ったら西口再開発検討区域の後に「ならびに」を入れて、範囲が大きく「ならびに」で、前後2つに分かれる。後半部分も、周辺というのは、中身的には敷地に面しているところとは2つの敷地に面しているところとして整理すれば、全体の範囲は明確になるとと思います。表現の問題だろうと思いますので、検討していただければいいと思います。

(後藤会長)

- ・ それでは修文に関しては、最終的に私と事務局のほうに引き取らせていただいて、内容的には皆さんご理解いただけたということにしたいと思います。
- ・ これ以外に何かご指摘、ご意見はございますか。

(委員)

- ・ 1点よろしいですか。形式的には景観計画の一部改正という形になりますが、手持ちにある景観計画は平成28年3月ということで、その後、何回か一部改正されています。私は図書館に行って当初の景観計画は見られるのですが、その後、雑司が谷が入ったり東口が入ったり、いろいろ追加改正があります。現時点の景観計画がどうなっているのか、それを来る前に少し見たいと思ったのですが、それは見られないような状況なのですか。これは、例えば5年経過した時点で新しい景観計画をつくるからいいというお考えなのか。そのあたりを少しお聞かせいただければと。

(後藤会長)

- ・ 課長、お答えください。

(事務局)

- ・ 今、委員がおっしゃるとおりで、途中何回か改正をしており、そのたびに一部改正の部分を作るという形になっておりそれぞれ別のものになっております。来年度、景観計画ができて5年というタイミングですので、こちらの西口等も含めたところまでを1冊にまとめて冊子を作り直します。来年度には1冊で確認できるような状況になろうかと思えます。すみません。

(委員)

- ・ 了解しました。

(後藤会長)

- ・ 最新版は常にホームページか何かで見られるのですよね。紙媒体としての印刷は若干タイムラグがあるという理解でよろしいですか。

(事務局)

- ・ 会長がおっしゃるとおりで、ホームページ上はその時々で改正された内容が載っております。それをそれぞれ見て確認していただくしかありませんが、それを来年度全部1つにするというような予定でおります。

(後藤会長)

- ・ 今のご指摘で重要だと思ったのが、図書館に古いバージョンが残っているのは、誤ったコミュニケーションとなる素なので、常に区内の図書館に最新バージョンが入ったら古いバージョンは廃棄することを徹底する。これは、景観計画に限らないわけですが、そのあたりもぜひ徹底いただければと思います。

(事務局)

- ・了解しました。そちらも気をつけてやっていきたいと思います。

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
- ・それでは、いただいたご意見は特段反対のご意見ではなく、表現に対するご注意だったと認識しております。そのあたりは、私と事務局に預かせていただきまして、今回の諮問14に関しましては、本審議会では了承ということによってよろしいでしょうか。

(異議なし)

(後藤会長)

- ・ありがとうございました。それでは、諮問14は了承することといたします。それでは、事務局より、答申の案文を各委員に配付ください。

(答申案の配付)

(後藤会長)

- ・文言をご確認いただければと思います。私が読み上げます。
- ・池袋西口周辺景観形成特別地区の指定について答申で、令和3年3月24日付、諮問第14号にて諮問のありました標記の件につきまして、了承いたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(後藤会長)

- ・ありがとうございました。では、区長にお届けしたいと思います。
- ・続きまして、報告1にまいります。事務局よりご説明をお願いします。

報告1：豊島区景観資源の指定について

(事務局)

<資料を説明>

(後藤会長)

- ・3件、景観資源として指定するというご報告でした。この3件について、ある

いは今後の景観資源の指定についてのご意見等ございますか。

- ・よろしいですか。特にご意見がないようであれば報告1については以上とします。続きまして、報告2に移ります。事務局よりご説明をお願いいたします。

報告2：令和2年度景観まちづくりの活動実績について

(事務局)

<資料を説明>

(後藤会長)

- ・報告2につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。
- ・1件、私から質問させていただきます。景観アドバイザー会議とデザイン検討部会両方にかかる案件は、どちらが先にかかるのでしょうか。

(事務局)

- ・デザイン検討部会が先です。

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。そこで大きな問題点の枠組みみたいなものをお示しして、具体的な修正をどう進めていくかについてはアドバイザーの先生にお願いするという役割分担ですね。
- ・ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、報告2は以上です。続きまして、報告3「令和3年度の景観まちづくりの活動予定について」、ご説明をお願いいたします。

報告3：令和3年度景観まちづくりの活動予定について

(事務局)

<資料を説明>

(後藤会長)

- ・報告3のご説明でした。ご意見はございますか。志村先生、どうぞ。

(委員)

- ・ガイドラインに関してですが、これはかなり作業量が出てきますね。東口と西口、あと建築物編と屋外広告物編とあり、スケジュールが3ページに書いてあります。
- ・夏頃に地元の方々、事業者との意見交換があります。早めに事業者の状況、意向、また東口はエリアマネジメントの組織との関係があると思いますので、その状況と意向を、今年の夏はビッグイベントもありますので、早めに春頃から状況や意向の情報をいただければと思います。

(後藤会長)

- ・はい、課長どうぞ。

(事務局)

- ・早速、来年度4月に入りましたら取りかかりたいと思います。

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。ほかに。

(委員)

- ・この報告の中で、今回「SDGs未来都市」として豊島区が選定されて、2030年に向け豊島区も進んでいくと思います。
- ・このSDGsの17の指針の中で、例えば景観審議の、ブース等の啓発の部分はいいと思いますが、万が一、景観に取り入れた場合、例えば地球温暖化やCO₂の削減等、にぎやかなまちづくりをしていくと、そういうものとは逆に、相反する部分が景観に引っかかってしまうと思います。
- ・逆に言うと、例えば、豊島区はゴミ箱を公園等も含めてあまり設置していませんでしたが、例えばロンドンのように、細かい分別をつけた、今までだったらペットボトルをやるけど、ペットボトル、キャップ、例えば巻いている紙を全部分別するような廃プラ問題に関する部分でも、このSDGsの取組みの1つになるわけです。
- ・ただSDGsの中の、どのセクションを景観に組み込むかということとても重要な課題だと思います。「取り組みます」ではなくて、本来だったらこのような景観審議会ですら事前に提案してもらおうといいのではないかと。あまりにも環境やCO₂の問題が絡んでくると、にぎわいではなくて明るさを創出するのが難

しくなるケースもあると思います。そのあたりは、できれば、諮問委員会も含めて事前に審議してもらおうと、プロの視点から判断できると思うのでぜひ検討していただきたいと思います。それについてお伺いします。（後藤会長）

- ・はい、お答えください。

（事務局）

- ・SDGsを進めていく中で、さまざまな課題は出てくるかと思います。まちづくりの中でも、そのように相反することもあるかと思います。今後2030年までの豊島区としての取組みを強化していくところであってありますのでさまざまな面から検討していきたいと考えます。

（後藤会長）

- ・私も自治体SDGsのマニュアル作りを手伝いました。SDGsってカラフルなアイコンが並んでいるではないですか。あのアイコンのデザインが随分古くさくて嫌だなと思っていました。自治体版のSDGsのマニュアル作りのときも、最初はぴんとこなかったのですが、あるとき、ふと腑に落ちました。
- ・SDGsとはいくつもの言葉が載っている辞書で、その辞書の中にある言葉を紡いで自分の物語を作らないといけないのだなという気がしました。ですから、自治体のSDGsは横並びでどこの市も区も町も村も同じことをやるゴールではなくて、SDGsに書かれている中のつまみ食いでいいので、豊島区の物語をきちんと書く。それを例えば2050年までにはどのゴールを達成していなければならないのかという、自分ごととして一度咀嚼しないといけない。ただ17のゴールが並んでいるだけだというような見方だと、あまりやる意味がないのかなという気もしています。
- ・今のご指摘は大変重要だと思います。それを景観という視点からどう豊島区の物語を作るか、もう一度かみ砕いて自分で再度表現するか、ぜひ取り組む必要があると思います。そうしたことがガイドラインの中でも記されていけば、豊島区にとっての血や肉になっていくのだろうと思います。大変重要なご指摘だと思います。

（委員）

- ・すみません、遅くに。今後のガイドラインの策定に向けて、私が今回の指定の項目をながめながら感じたことをお伝えしておきたいと思います。
- ・店舗、商業施設の歩道空間への表出というか、あふれ出しという言葉がありますが、公開空地、歩道状空地などの公共の用に供する私有地というものの扱い

方が、かなり見直されてきているように思います。

- ・そのあたりを少し明確にさせていただいて、公共の用にしか供せないという時代がかなり長かったため、まだ根強く頭に残っていますが、そのあたりを文言の中で公共用だけでないあふれ出しを可能とするような言葉を補足していただきたいと思っています。
- ・それから、デジタルサイネージについて、今後の技術的なものの進歩、展開を考えながら柔軟に対応していくという話があります。先日、ある会議室で、窓側に向かって会議がありました。目の前の壁にデジタルサイネージのかなり輝度の高い動画が映り込んでいました。ずっと動きながら映り込んでいて、これはブレードランナーの世界だなと思いながら、久しぶりに昔の映画を思い出していました。そのオフィスとか、会議室を持つような業務と、商業施設の共存の仕方と、デジタルサイネージが、その広告が、どうあればいいのかというものを、ガイドラインの策定段階で皆さんとで検討していただけたらと思いました。
- ・もう一点は、商業施設の連続性についてです。前の劇場通り界限、アゼリア通り界限のエリア等、特に商業と住宅地が一体化しているようなエリアについて、集合住宅を計画するディベロッパーは足元の1階レベルに商業施設を入れることに積極的ではありません。そのあたりを、周りの人の願い事も含め、商業施設の連続した街並みができるような、話合いの仕組みみたいなものができてほしいと思いました。以上、3つです。

(後藤会長)

- ・ありがとうございました。何かございますか。

(事務局)

- ・最後の商業施設の連続性について、現在地区計画が東口、西口にかかっておりますが、1階または地下は商業施設または業務施設どちらかをというような定めになっております。そのようななかで、例えばグリーン大通りは商業施設をということでの取組みを区としても行っているところです。しかし、もちろん建築制限がかかっておりますので、その範囲の中で協議をすることになります。規模等によってもなかなか商業施設にならない場合もあります。エントランスがあって、さらに間口が相当ないと商業施設等々を持っていくことが難しいという面もあります。連続できないケースもありますが、極力にぎわいの連続というところを行政として考えておりますので、どう進めて

いくべきかを含めて考えていきたいと思います。

(後藤会長)

- ・景観まちづくりと表現しているところは、そのあたりまで含んでいるのだと思います。まちづくりの成果が、景観、街並みとなって表れてくるということで、単に表層を修正するのが景観形成ではなく、本質から整えていく必要があるのだらうと思います。ガイドラインでどこまでそのようなことが書けるかということもあるかもしれませんが、その精神はきちんと表現していく必要があろうかと思います。
- ・もう1点、ビジュアルな表現がとても重要になってくるので、挿絵1つとってもきちんと工夫をして訴求力のあるものにする必要があると思います。これはコンサルタントに頼むのでしょうか。そうであればコンサルタント選びはきちんとしてもらわないといけないし、これまでそのコンサルタントが作ったものもきちんと他の計画などの業績を吟味して、力量を確認していただきたいと思います。例えば本日お示しいただいている1ページ、2ページの絵はどちらかと言うと俯瞰的な、ドローンの視点からの絵ではないですか。低層部は歩行者空間を意識したヒューマンスケールのデザインならば、やはり道に立ったアイレベルからの目線の表現が必要なのではないかと思います。あるいは、道を歩いている人の目線とこのカフェでコーヒーを飲んでいる人の目線の交錯であったり、建物の中の人々の暮らしとの関係であったりというものが、このドローンの視点からだけでは表現できないと思います。そのあたりもこちらの要望を丁寧に聞いてくださるようなコンサルタントをぜひ選んでいただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。それでは、報告3を以上とさせていただきます。

- ・用意していただいた議事は以上となりますが、最後に、事務局より連絡事項等ありましたらお願いいたします。

(事務局)

- ・会長、会議の議事録案は、前回分より全ての委員の皆様にご確認をしていただくこととしておりますが、この会議以降の議事録案の送付は、メールで電子データをお送りする形を基本にさせていただきたいと思っております。
- ・つきましては、机上の議事録案送付先確認票に必要事項を記入いただき、お帰りの際に事務局へお渡しください。

(後藤会長)

- ・そういうことですね、はい。

(事務局)

- ・机上有る方だけ、事務局のほうにいただければと思います。

(後藤会長)

- ・恐らく、SDGsで、ペーパーレスでいこうということだと理解しました。それでは、今後はそのようにさせていただくということでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。よろしいでしょうか。
- ・どうもありがとうございます。第14回豊島区景観審議会を以上とさせていただきます。長時間にわたり、熱心なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

(閉会 午後5時32分)